

第2回 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会 会議録	
日 時	令和元年8月23日(金) 午後2時～午後3時15分
開 催 場 所	中央図書館5階第1会議室
出 席 者	藤崎委員長、小澤委員、金沢委員、姜委員、渡辺委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
議 題	1 審査に係る事項について 2 応募提案内容について 3 その他
決 定 事 項	1 第1回委員会の議事録は案のとおり確定。 2 第3回、第4回の委員会は非公開とする。 3 採点表は、一か所誤記を訂正し、それ以外は案のとおり確定。
議 事	<p>第1回会議の議事録の確認</p> <p>(委員長) 令和元年度第1回委員会の議事録(資料1)について確認したい。ご意見のある方はお願いします。</p> <p>(意見、質疑なし)</p> <p>(委員長) では、議事録については案通りで確定とする。字句の修正については委員長に一任をお願いしたい。</p> <p>公募の状況と今後の審議について</p> <p>(委員長) 議題に入る前に、公募の状況と今後の審議について事務局から説明を。</p> <p>(事務局) 資料2「公募の状況と今後の審議について」を説明。</p> <p>応募団体は現指定管理者である1団体(2事業者による共同事業体)。</p> <p>本日の第2回委員会で、採点表の案と、採点にあたっての諸事項を確認する。</p> <p>8月28日の第3回委員会では、面接審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行い、次いで選定に係る事項(応募団体の財務状況、応募者の資格制限)について確認する。その後、委員各自で仮採点をしていただく。事務局で集計したものについて各委員の採点理由の相互確認と協議をいただき、本採点で得点を確定する。最後に、選定に関して講評をいただく。</p> <p>9月10日の第4回委員会で、指定候補者を決定し、審査報告書を確定する。</p> <p>第3回・第4回会議の公開・非公開について</p> <p>(委員長) まず第3回の会議について、公開するかどうか委員のご意見をお伺いしたい。</p> <p>(委員) 応募企業が非上場なら、公開されない財務情報もあるので、非公開でもよい。</p> <p>(事務局) 代表企業・構成企業ともに非上場。</p> <p>(委員) 公開した場合、応募書類の内容に、競合する事業者・団体に知られたくないような独自のノウハウが含まれる可能性がある。</p>

(委員) 基本的にはなるべく公開したほうがよいと考えるが、ヒアリング自体は非公開にして、部分的にあとで開示できる扱いが可能ならばそれが一番よい。

(事務局) 会議を公開した場合には傍聴を許可する。会議自体を非公開にした場合は、後日、抜粋した会議録として公開する。

開示・非開示の判断については、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1034 号」での決定によると、指定管理者として選定された事業者の提案内容は開示の対象となるが、落選した事業者の提案は、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、非開示情報に該当するとある。

また、指定された事業者の応募書類は指定の議決後にホームページで公開される。

(委員長) 応募書類に、事業者独自のノウハウが含まれるかの議論になる。前回の公募時は非公開で対応した。応募団体の提案内容に事業者の独自ノウハウが含まれることや、他の応募団体への情報漏れの懸念という点を理由とした。

今回の応募は 1 団体ではあるが、最低基準を満たさなければ選定されない。すると、1 団体だから公開でよいという話にもならない。公開・非公開は難しい問題ではあるが、自由な質疑、プレゼンテーションができる状況の確保も大事。その点を踏まえて議論したい。

(委員) 落選した事業者の提案は非開示とある。落選するかしないかは次回の面接審査で決まる。面接審査を公開にすると、最終的に非開示にするのに、ある意味その場で公開してしまうことになる。説明責任を果たすという意味では、指定された事業者についての情報は、審議が終わって指定管理が確定した時点でホームページに出せばよいのでは。

(委員長) 事業者として次期指定管理者に選定された場合には、応募書類が公開されることになっている。審査の過程等については報告書を作成するというところもあるので、第 3 回会議については非公開としたいが、よろしいか。

(委員) (了承)

(委員長) では、第 3 回委員会については非公開とする。

続いて第 4 回の会議について。内容については指定候補者の決定と、審査報告書の案の審議ということなので、今回と同様非公開で対応させていただきたい。

(委員) (了承)

(委員長) では、本委員会としては第 3 回・第 4 回委員会を非公開と決定する。選定評価委委員会運営要項第 9 条にのっとり、「公正かつ円滑な議事運営のため」という点を根拠とする。

議題 1 審査に係る事項について

(事務局) 資料 3 「指定管理者応募団体の採点表 (案)」を説明。一か所、誤記の訂正あり。

この表は前回の委員会で確定した評価基準項目表の右端に採点欄を設けたもので、

配点が5点のものと10点のものがある。0～5点の評価に対し、1または2を乗じて採点していただくようにしてある。

続いて、「採点表の記入について」を説明。

1 応募団体が1団体だった場合の選定について

採点結果が選定評価委員会の定める最低基準を満たさない場合は選定されず、再度公募を行う。

2 財務状況について

この項目は、公認会計士の委員による評価項目とする。指定管理者として安定的・継続的な運営確保されるか否かを審査する目的。一定の水準をクリアしていればよいため、「零点または満点」という採点とする。

3 市内中小企業等の評価項目について

市内中小企業等に該当するかどうかは、資料にある分類、定義をもとに判断する。事業内容が図書館の特性に適しているかについては、「(様式4) 図書館管理運営の実績報告書」をもとに評価していただく。

4 採点結果の公表について

個々の委員の素点を大項目ごとに、委員名を伏せた形で公表する。

(委員長) 応募企業が「市内中小企業等」に該当するかどうかの確認が必要。財務状況とあわせて、公認会計士の委員に確認をお願いしたい。

では、採点表は誤記の訂正をして、事務局から最終的に提示いただく。

議題2 応募提案内容について

(事務局) 資料4「山内図書館指定管理者公募 応募団体提案内容について」の説明。この資料は、それぞれの評価項目と審査の視点について、事業者の応募書類のうち、対応する項目の見出しを抜き出して一覧にしたもの。

(委員長) 次回の第3回選定評価委員会では、応募団体の面接審査を実施し、採点作業を行う。

《応募書類について、各委員による意見交換》

(委員長) 事務局より、次回委員会での面接審査の進め方及び採点についての進め方のご説明をお願いします。

(事務局)

1 面接審査

応募団体からのプレゼンテーションと、委員の皆様から応募団体に対してのヒアリングを実施。応募団体が機器を設定する時間として5分、プレゼンテーションを20分、ヒアリングを30分、合計55分以内の面接時間であることを事前に通知している。また、この会場には、1団体3人までの入室を許可している。面接審査については、企業イメージに捉われず純粋に提案内容から判断できるよ

	<p>う、応募団体名はブラインド化することになっている。ヒアリングの際は、応募団体名は伏せた形で質問等を行っていただく。</p> <p>2 面接審査終了後、選定に係る事項の確認</p> <p>まず、応募団体の財務状況について、また、市内中小企業等に該当するかについて、公認会計士の委員から講評をいただく。また、事務局から応募団体の資格制限について、市税の納付状況調査の結果など、欠格事項に触れる点がないか報告し、委員の皆様にご確認いただく。</p> <p>3 採点作業</p> <p>採点にあたって意見交換、採点作業を行う時間を 30 分ほど設ける。それぞれ採点表に仮採点をご記入いただき、提出していただく。</p> <p>4 本採点～講評</p> <p>仮採点結果はその場で集計を行い、一覧を委員の皆様を確認いただく。その後、各委員から採点結果と考え方を表明していただき、相互確認の上で本採点していただく。最終的な得点が確定した後、応募団体の提案につきまして、委員の皆様から講評をいただく。</p> <p>5 審査報告書について</p> <p>採点結果と講評を元に、9月10日の第4回委員会で指定候補者の決定および審査報告書の確定をしていただく。</p> <p>(委員長) 第3回委員会の最後に、講評を各委員からお願いしたい。講評を審査報告書の中に生かしていく。</p> <p>(議事終了)</p>
<p>資 料</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 令和元年度第1回横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会会議録(案)</p> <p>(2) 公募の状況と今後の審議について</p> <p>(3) 指定管理者応募団体採点表(案)</p> <p>(4) 応募団体提案内容について</p> <p>2 特記事項</p> <p>令和元年度の委員会は次の日程で開催予定。</p> <p>第3回 8月27日(水) 午後2時～</p> <p>第4回 9月10日(火) 午前10時～</p>